

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年10月12日（金）第2846号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

定 価 送 料 共 1 箇 月 2 ， 6 5 0 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 条 例

- 中小企業の振興に関するかごしま県民条例（※）（政務調査課取扱い） 1
- 鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例を廃止する条例（※）（総務課取扱い） 4
- 鹿児島県議会議長の議員報酬の特例に関する条例（※）（総務課取扱い） 4
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 5
- 知事等の給与の特例に関する条例を廃止する条例（※）（人事課取扱い） 5
- 知事の給料の特例に関する条例（※）（人事課取扱い） 6
- 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（※）（人事課取扱い） 6
- 鹿児島県税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 7
- 鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（保健医療福祉課取扱い） 8
- 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（生活衛生課取扱い） 8
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）  
（警務課取扱い） 8

## 条 例

中小企業の振興に関するかごしま県民条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県条例第40号

中小企業の振興に関するかごしま県民条例

鹿児島県は、二つの半島と多くの離島からなる南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土に、豊かな自然を有し、近代日本の先駆けとなった産業や誇りある多様な文化を育んできた。こうした地域の特性や資源等を生かして中小企業は創業され、現在、県内企業のうち企業数で99.9パーセント、従業員数の約90パーセントを占め、地域社会の維持や雇用の確保など県民の生活を支える重要な存在であるとともに、地域の歴史、伝統、文化の継承にも大きな役割を果たし

てきている。

しかしながら、国際的競争の激化、急速に進む少子高齢化、人口減少などにより、中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。そのことは、地域社会の連帯感の希薄化と相まって地域社会全体にも大きな影響を及ぼしている。

このような中、九州新幹線の全線開業、新たな国際航空路線の開設など、国内外との交流が拡大している。これを契機に、中小企業は、時代のニーズを的確に捉え、本県の基幹産業である農林水産業との連携など地域資源の有効活用や本県独自の商品の開発、東アジアなど海外も視野に入れた事業の展開や販路等の拡大に取り組む必要がある。そのために、県、市町村、中小企業関係団体、大企業者、県議会、県民、大学等が連携して中小企業の振興を支え、活力ある地域社会づくりにつなげていかなければならない。

その決意の下に、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

#### （目的）

第1条 この条例は、中小企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業関係団体 県内に事務所を有する商工会、商工会議所その他の中小企業に関係する団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営み、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大学等 県内に所在する大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）その他の研究機関をいう。

#### （基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として図らなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民の生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に図られなければならない。

3 中小企業の振興は、優れた人材、豊かな自然に育まれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されなければならない。

#### （基本方針）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (2) 創業及び新たな事業活動の促進を図ること。
- (3) 資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 事業活動を担うべき人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 研究開発の促進並びに産学官及び産業間の連携の促進を図ること。
- (6) 知的財産の創造、保護及び活用の促進を図ること。
- (7) 農商工等連携及び6次産業化の促進を図ること。
- (8) 地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- (9) 地域の中小企業への受注機会の増大を図ること。
- (10) 中小企業の振興に資する企業立地の促進を図ること。
- (11) 障がい者の雇用機会、男女の均等な雇用機会等を確保する環境の整備を図ること。
- (12) 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備を図ること。
- (13) ものづくり体験等による地域の中小企業への理解の促進を図ること。
- (14) 環境に配慮した事業活動の促進を図ること。
- (15) 国際的視点に立った事業展開の促進及び販路等の拡大を図ること。

（県の責務）

第5条 県は、前条の基本方針を踏まえ、前条の規定により講ずる中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）についての毎年度の推進計画（以下「年度推進計画」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、年度推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを県民に公表するものとする。

3 県は、中小企業振興施策を推進するに当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、大学等及び金融機関と連携して取り組むものとする。

（中小企業者の努力）

第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域住民と連携して地域の活性化に資するよう努めるものとする。

（中小企業関係団体の役割）

第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第8条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、基本理念にのっとり、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（大学等の役割）

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成及び研究の成果の普及を通じて、中小企

業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（県議会の役割）

第10条 県議会は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に努めなければならない。

（県民の理解と協力）

第11条 県民は、中小企業の振興が、地域経済の活性化、雇用の確保及び県民生活の向上に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（市町村に対する支援）

第12条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査及び研究）

第13条 県は、中小企業振興施策を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

（中小企業者等の意見の反映）

第14条 県は、中小企業者、中小企業関係団体等と協議するなど、毎年度その意見を聴く機会を設け、中小企業振興施策に反映するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第15条 県は、中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、中小企業の振興を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

.....

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第41号**

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例を廃止する条例

鹿児島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成23年鹿児島県条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

.....

鹿児島県議会議長の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第42号**

鹿児島県議会議長の議員報酬の特例に関する条例

議会の議長の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間における議員報酬の額は、鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に定める議員報酬額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額は、同表に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第43号**

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。

第4条第1項第3号中「（昭和26年法律第166号）」を削り、「規定する家畜伝染病」の次に「（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを除く。）」を加え、同条第2項中「290円」を「760円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成24年9月1日から適用する。

.....

知事等の給与の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第44号**

知事等の給与の特例に関する条例を廃止する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成20年鹿児島県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

.....

知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第45号**

知事の給料の特例に関する条例

知事の平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間における給料の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和22年鹿児島県条例第14号）第1条の規定にかかわらず、同条に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の額は、同条に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。
- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

.....

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第46号**

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

（政令第152条第1項第3号の条例で定める法人）

第2条 政令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、県又は県及び1若しくは2以上の同項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

（政令第152条第4項第2号の条例で定める法人）

第3条 政令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条及び第3条の規定は、これらの規定に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のこの条例の施行の日前の直近に終了した事業年度（以下「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による政令第173条第1項に規定する書類（直近の事業年度に係るものについては、決算に関するものに限る。）の作成及び議会への提出について適用する。

.....

鹿児島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県条例第47号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項に次の1号を加える。

- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金

イ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託をいう。）の信託財産とするために支出した金銭

ウ ア及びイに掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

附則第16条第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（個人の県民税に関する経過措置）
- 2 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第23条の2第1項第3号の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する同号に掲げる寄附金について適用する。
- 3 平成25年度及び平成26年度の各年度分の個人の県民税についての新条例第23条の2第1項第3号の規定の適用については、同号中「同条第3項」とあるのは、「同条第3項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

.....

鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第48号**

鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年鹿児島県条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1号又は第2号」を「次」に改め、同条第2項中「7分の6」を「9分の6」に改める。

第4条第2項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成24年度分の都道府県調整交付金から適用する。

.....

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第49号**

動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1条」を「第2条」に改め、同条第3号中「さく」を「柵」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県条例第50号**

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「次に掲げる作業」を「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地その他



---

の区域で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものにおいて行う作業」に改め、同項各号を削る。

附則第4項中「同項各号に掲げる」を削る。

附則第5項中「附則第3項各号に掲げる」を「附則第3項の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定は、平成24年9月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。